

令和 4年 第6回臨時会

西川町議会会議録

令和4年11月24日 開会

令和4年11月24日 閉会

西川町議会

令和4年西川町議会第6回臨時会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長あいさつ	3
○議案の上程	4
○提案理由の説明	4
○議案の審議・採決	5
○閉議・閉会の宣告	7
○署名議員	9

令和3年西川町議会第6回臨時会

議事日程(第1号)

令和4年 11月 24日(木) 午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案の上程

議第 54号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の審議・採決

議第 54号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(閉 会)

出席議員（10名）

1番	後藤一夫	議員	2番	荒木俊夫	議員
3番	佐藤仁	議員	4番	佐藤光康	議員
5番	菅野邦比克	議員	6番	大泉奈美	議員
7番	佐藤耕二	議員	8番	佐藤幸吉	議員
9番	伊藤哲治	議員	10番	古澤俊一	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志	君	教育長	前田雅孝	君
総務課長	佐藤俊彦	君	政策推進課長	荒木真也	君
会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君	健康福祉課長	佐藤尚史	君
町民税務課長					
産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君	商工観光課長	土田浩行	君
建設水道課長	眞壁正弘	君	病院事務長補佐	土田里香	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	松田一弘	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

〔開会時刻 午前 9時30分〕

◎開会の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより、令和4年西川町議会第6回臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○古澤議長 ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、6番 大泉奈美議員、7番 佐藤耕二議員を指名します。

◎会期の決定

○古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

◎町長あいさつ

○古澤議長 日程第3、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 本日、令和4年第6回臨時会を招集しましたところ、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

12月5日に第4回定例会を招集いたしておりますが、人事院及び山形県人事委員会から国家公務員及び山形県職員の給与及び期末手当の引き上げが勧告されたことを受けまして、今月中に本町の一般職の給与及び勤勉手当の支給について規定しております西川町一般職の職員の給与に関する条例の改正の必要性が生じてまいりましたので、本日臨時会を招集いたしたところでございます。

よろしくご審議を賜り、お願い申し上げ、臨時会の挨拶とさせていただきます。

○古澤議長 以上で、町長あいさつは終わりました。

◎議案の上程

○古澤議長 日程第4、議案の上程を行います。

議第54号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上、1議案を上程します。

◎提案理由の説明

○古澤議長 日程第5、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程された議案についてご説明申し上げます。

議第54号につきましては、西川町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、一般職の給与の改正を行うため、提案

するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、詳細については、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第 6、議案の審議・採決を行います。

議第 54 号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

[佐藤俊彦総務課長 登壇]

○佐藤総務課長 議第 54 号、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的について、であります。令和 4 年 8 月 9 日の人事院勧告、10 月 6 日の山形県人事委員会勧告に基づき、本町の一般職の職員の勤勉手当の支給月数について、0.1 か月分引き上げるとともに、給料表を改定するものであります。

次に、条例の規定内容についてであります。

お手元の新旧対照表の 1 ページをご覧くださいと存じます。

見出しが勤勉手当となっております、第 26 条につきましては、勤勉手当について、第 2 項 第 1 号の改正は 12 月に再任用職員以外の職員に支給する場合に乗ずる率を、現行の 100 分の 92.5 から 100 分の 102.5 に、同じく第 2 号の改正は、12 月に再任用職員に支給する場合に乗じる率を、現行の 100 分の 45 から 100 分の 50 に、それぞれ改めるものであります。

別表第 1 につきましては、行政職給料表であります。行政職給料表は、医療職、及び技能労務職給料表の適用を受けない全ての職員等に適用しているもので、高校卒業初任給を 4,000 円、大学卒業初任給を 3,000 円、それぞれ引き上げるほか、30 歳代半ばまでの職員が在籍する号給について改訂し、管理職が在籍する 6 級を除くその他号給については 200 円、または 100 円を基本に引き上げるものであります。

新旧対照表の 8 ページをご覧くださいまして、第 2 表につきましては、医療職給料表であります。医療職給料表の初めは、医療職給料表 (1) であります。医療職給料表 (1) は、病院に勤務する医師に適用しているもので、人事院勧告に準じて改訂するものであります。

新旧対照表の 13 ページをご覧くださいまして、医療職給料表 (2) であります。医療職給料表 (2) は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、等に適用しているもので、行政職給料表との均衡を基本に改訂するものであります。

新旧対照表の 19 ページをご覧くださいまして、医療職給料表 (3) であります。医療職給料表 (3) は、病院等に勤務する看護師等に適用しているもので、行政職給料表との均衡を基本に改訂するものであります。

議案書をご覧くださいたいと存じます。議案書、ただ今申し上げましたが、第 1 条でありまして、議案書の最後のほうに附則ございますが、附則第 1 項のとおり、交付の日から施行するものであります。また、第 2 項では令和 4 年 4 月 1 日から適用することを規定いたしておりますが、会計年度ごとに雇用いたしております会計年度任用職員の給料への反映は、令和 5 年 4 月 1 日とするものであります。

再び新旧対照表の 28 ページをごらんいただきたいと存じます。新旧対照表の 28 ページ、見出しが勤勉手当となっております、第 26 条につきましては、勤勉手当について、第 2 項、第 1 号の改正は、再任用職員以外の職員に支給する場合に乘じる率を、現行の 6 月に支給する場合の 100 分の 92.5、12 月に支給する場合の 100 分の 102.5 をいずれも 100 分の 97.5 に、同じく第 2 号の改正は再任用職員に支給する場合に乘ずる率を、現行の 6 月に支給する場合の 100 分の 45、12 月に支給する場合の 100 分の 50 を、いずれも 100 分の 47.5 に、それぞれ改めるものであります。

議案書をご覧くださいたいと存じます。議案書、ただ今申し上げましたが、第 2 条でありまして、最後の附則、ご覧くださいまして、附則の第 1 項、但し書きのとおり、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、6 月期、及び 12 月期の勤勉手当の支給月数の平準化を図るものであります。

次に、一般職の職員に対し、6 月及び 12 月に支給いたしております期末手当及び勤勉手当、いわゆるボーナスの改正後、令和 5 年度以降の年間の支給月数について、申し上げます。

再任用職員以外の職員にあつては、期末手当が6月期及び12月期ともに100分の120で、年間100分の240、2.4か月分、勤勉手当が6月期及び12月期共に100分の97.5で、年間100分の195、1.95か月分、合計4.35か月分。再任用職員にあつては、期末手当が6月期及び12月期ともに100分の67.5で、年間100分の135、1.35か月分、勤勉手当が6月期及び12月期共に100分の47.5で、年間100分の95.0、100分の95.0.95か月分、合せて2.3か月分であります。

次に、議会議員並びに町長及び教育長の常勤の特別職の期末手当についてであります。期末手当については、西川町特別職の職員の給与に関する条例において規定されており、6月期及び12月期の期末手当の額については原則、給料月額に100分の40以下の割合を乗じて得た額に、100分の160を乗じて得た額とされております。従いまして、12月に支給いたします期末手当については、一般職の職員と同様、0.1か月分の引上げに相当する割合を、給料月額に乗ずることとなり、条例を改正する必要はありません。なお特別職の職員には、勤勉手当の規定はありません。

最後に、この勤勉手当の支給月数の引き上げ、給料表の改訂に伴う人件費について、であります。人件費については、特別職及び一般職の職員を合わせて約640万円の増額になるものと試算いたしております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第54号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議・閉会の宣告

○古澤議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。

会議を閉じ、令和4年西川町議会第6回臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

[閉会時刻 午前9時45分]

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員